

議案第 47 号

橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年橋本市条例第30号)の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に從事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イ(3)(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人 2 略	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に從事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。